

# 令和5年度集団指導 障がい児通所支援 (運営版)

吹田市 福祉部 福祉指導監査室  
障がい事業者担当

# この集団指導資料の留意事項について

- ▶ 資料中の記載する基準は、「児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準」です。
- ▶ （吹田市は条例で、上記基準を準用しています。）
- ▶ ●が指導事項です。
- ▶ 全ての事業別の基準の掲載は省略しています。該当する事業の基準について確認してください。
- ▶ 吹田市が行う集団指導は、大阪府が作成した資料を使用しています。

# 業務管理体制の整備と届出について

- ▶ 平成24年4月1日から、障がい者（児）施設・事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事務所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。
- ▶ 吹田市の中核市移行に伴い、事業所又は施設の所在地が吹田市のみの方は、吹田市福祉指導監査室に届出が必要です。
- ▶ 詳しい内容は、吹田市ホームページの「指定障がい児通所支援事業者の業務管理体制の届出」から確認してください。
- ▶ 集団指導に係る提出物として「**業務管理体制チェックシート**」を提出してください。※全事業者対象
- ▶ 届出先が吹田市である事業者におかれましては、書面での一般検査を実施します。

# 指導及び監査について

## 指導

- ▶ 集団指導...吹田市内の全ての事業者を対象に講習会形式で1年に1回実施します。
- ▶ 実地指導...吹田市の職員が事業所を訪問し、関係書類の確認やヒアリング等を行います。

## 監査

- ▶ 事業所内での虐待、重大な指定基準違反、障がい児通所給付費等の請求についての不正があった又は疑われる場合等に行います。
- ▶ 監査の結果、不正等の基準違反を確認した場合、事業所指定の取消し等の行政処分を行う場合があります。

# 指定の取消事例について

- ▶ 大阪府内での指定の取消事例については、大阪府の集団指導の資料に掲載されています。
- ▶ このようなことを防ぐために、管理者は従業員の勤務状況を把握し、毎月の人員配置基準を満たしているか等自己点検を必ず実施してください。
- ▶ 報酬請求については、毎月同じ内容であるからといって、算定要件を満たすための記録不足や利用者からの確認を受けていない状態で請求がされないように、事前チェックをお願いします。

## 令和5年度及び令和6年度から義務化

- ▶ **自動車を運行する場合の所在の確認**

(令和5年4月～義務化)

- ▶ **安全計画の策定** (令和6年4月～義務化)

- ▶ **業務継続計画の策定** (令和6年4月～義務化)

- ▶ **衛生管理等** (令和6年4月～義務化)

# 令和5年4月から義務化した項目

## ▶ 自動車を運行する場合の所在の確認

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の様態を勘案してこれと同程度に障害児の見落としの恐れが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

①障がい児の乗降車の際の、点呼など、所在を確実に把握できる方法による所在の確認をすること

②送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認を行うこと

（②は、代替的な措置を講じている場合、令和6年3月まで経過措置あり）

### ▶ 安全装置の取付けの対象となる自動車

送迎を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車※運転者席の列を含む

### ▶ 装備すべき安全装置

国土交通省「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの

# 令和6年4月から義務化する項目

## ▶ 安全計画の策定等

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

- ▶ **障がい児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、従業者の研修や訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）の策定**
- ▶ **安全計画の従業者への周知、定期的な研修及び訓練の実施**
- ▶ **保護者に対する、安全計画に基づく取組の内容等についての周知**
- ▶ **安全計画の定期的な見直し**

参照：こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡  
「障害児通所支援事業所における安全計画の策定に関する留意事項等について」  
吹田市ホームページ「障がい児通所支援事業所等における安全計画について」



# 令和6年4月から義務化する項目

## ▶ 業務継続計画（BCP）の策定

第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

▶ **感染症に係る業務継続計画の策定**（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立等）

▶ **災害に係る業務継続計画の策定**（平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携等）

▶ **研修**（年1回以上）

▶ **訓練**（シミュレーション）（年1回以上）

⇒感染症に係る業務継続計画の研修と訓練は感染症及びまん延防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない

参照：厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

吹田市ホームページ「障害福祉サービス事業所等の業務継続ガイドライン等」

# 令和6年4月から義務化する項目

## ▶ 衛生管理等

第41条2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に各号掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

▶ **感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会**（概ね3月に1回以上）

▶ **感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備**

「事業所内の衛生管理」等、平常時の対策及び「発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関への報告」等、発生時の対応を規定

▶ **感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練**（年2回以上）

⇒感染症に係る業務継続計画の研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えない

参照：厚生労働省 「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」  
「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」

吹田市ホームページ「障がい福祉サービス事業所等の業務継続ガイドライン等」

# 児童発達支援管理責任者の就任要件

## ▶ 令和4年4月以降の児童発達支援管理責任者の要件

▶ 次の研修全ての修了者であること。

- ①相談支援初任者研修2日課程
- ②児童発達支援管理責任者基礎研修
- ③児童発達支援管理責任者実践研修

▶ 5年毎に児童発達支援管理責任者更新研修を修了すること。

(サービス管理責任者研修と児童発達支援管理責任者研修は1本化されたため、サービス管理責任者(基礎・実践・更新)研修の修了者でも実務経験を満たせば児童発達支援管理責任者になれます。)

▶ 実務経験があること。

必要な研修を期限までに受講しているか、必ず確認してください。  
受講していない場合は、児童発達支援管理責任者の要件を満たしていません。

# 定員の遵守

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- ▶ 指定基準において、事業所は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定障がい児通所支援の提供を行ってはならないことと規定されています。
- ▶ 利用定員を超過して障がい児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障がい児の利用する曜日等の調整をしてください。
- ▶ 定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合のみに限られます。
- ▶ やむを得ない事情があり、定員を超過する場合も、受け入れする児童数に応じた設備基準及び人員配置基準を満たす必要があります。
- ▶ 定員超過が継続する場合は、定員変更を行ってください。

# 内容及び手続きの説明及び同意

第12条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

- **契約を締結していない。**
- **契約が法人代表者名で行われていない。**
- **重要事項説明書の書面について、利用申し込み者にかかる障がい児の障がい特性に応じた適切な対応（拡大文字版、ルビ版など）ができていない。**
- **「重要事項説明書」と「運営規程」の内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違している。**
- **重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順、第三者評価の実施状況等必要な事情が記載されていない。**
- **「苦情相談の窓口」の市町村窓口として、障がい児の援護の実施市である市町村を記載していない。**

※吹田市の苦情相談窓口は子育て政策室です。

※送迎加算以外に、送迎にかかる費用を徴収することは認められません。

# 契約支給量の報告等

第13条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

●市町村に対して、受給者証記載事項等を報告していない。

※吹田市の利用者については、吹田市子育て政策室が提出先です。

●通所受給者証等に契約内容が記載されていない。

# 提供拒否の禁止

第14条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

- 利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒否している。
- ▶ 運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」または「主たる対象とする障がいの種類」に該当しない利用申込みがあった場合であっても、適切なサービス提供が可能と判断されるときは、利用申込みに応じることは差支えありません。
- ▶ 利用申込みを断る場合には、その理由を利用申込者に十分に説明し、了解を得たうえで、適切な他の指定児童発達支援事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。
- ▶ 事業所においては、利用申込者と対応した内容を記録し残すよう努めてください。

# 心身の状況の把握

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 通所支援計画等の作成に当たり、障がい児の状況を把握・分析し、児童発達支援等の提供によって解決すべき課題が明らかにされていない。（アセスメントを実施していない。）
- サービス利用開始時の状況から、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に変化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。



# サービスの提供の記録

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

- サービス提供記録の記載内容に不備がある。  
(具体的なサービス内容が記載されていない。)
- サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。

# 障がい児通所給付費等の額に係る通知等

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

- 給付決定保護者に対して、障がい児通所給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。
- ▶ 障がい児通所給付費の支給を受けてから、通知書を発行してください。
- ▶ 通知書の発行日と障がい児通所給付費の受領日に矛盾がある場合、正しい内容で再度通知するよう指導することになります。

## 情報の提供等①（児童発達支援、放課後等デイサービスのみ）

第26条の1～3（省略）

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、**自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。**

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、**おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。**

## 情報の提供等②（児童発達支援、放課後等デイサービスのみ）

- ▶ 自己評価と保護者による評価を行い、サービスの質の改善を図ること
- ▶ おおむね1年に1回以上、評価結果や改善内容を公表すること  
⇒未公表の場合は「自己評価結果未公表減算」になります。
  
- ▶ 自己評価結果の公表に係る届出時期：例年4月1日から5月15日までに前年度分の届出  
⇒届出がない場合、公表していないとみなし、減算適用になります。
  
- ▶ 自ら提供するサービスが適切かどうかについて、ガイドラインの評価表の活用や満足度調査などの方法により評価し、サービスの質の向上に役立ててください。
- ▶ 評価結果については、以下の方法などにより公表に努めてください。
  - ・ 自社ホームページに掲載する・重要事項説明書に添付する
  - ・ 事業所の会報に掲載する・利用申込者に配布する

参考：吹田市ホームページ「児童発達支援及び放課後等デイサービスの自己評価結果等の公表及び吹田市への届出」（去年度分）

# 個別支援計画の作成①

第27条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第54条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、**障害児について、その有する能力、そのする生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）**を行い、**障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。**

3 児童発達支援管理責任者は、**アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。**この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した**児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。**この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

## 個別支援計画の作成②

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、**障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議**（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）**を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。**

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、**当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。**

7 児童発達支援管理責任者は、**児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。**

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、**児童発達支援計画の実施状況の把握**（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、**障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。**

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

## 個別支援計画の作成③

- 児童発達支援管理責任者によるアセスメントが（十分に）行われていない。
- 児童発達支援管理責任者が、計画の作成に係る会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求めている。（担当者会議の内容を記録していない。）
- 通所支援計画等が作成されていない。  
（提供するサービスの内容について、通所給付決定保護者及び障がい児に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。）
- 通所支援計画等を通所給付決定保護者に交付していない。
- 通所支援計画等に、通所給付決定保護者の同意及び交付を受けた確認を得ていない。
- 児童発達支援管理責任者によるモニタリングが行われていない。また結果を記録していない。
- 通所支援計画等の見直しが適切に行われていない。

### 以下の場合、個別支援計画未作成減算となります。

- ▶ 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画等が作成されていない場合
- ▶ 基準に規定する個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合

# 管理者の責務

第36条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- 管理者が従業者への指揮命令及び業務管理を適切に行われていない。



# 勤務体制の確保等①

第38条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

## 勤務体制の確保等②

- **事業所ごとに作成すべき勤務予定表（原則として月ごと）が作成されていない。**
  - すべての従業者（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。
  - 人員の基準が満たされているか、確認を行っていない。
  - 勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
  - 加算の対象となる従業者の勤務時間が明記されていない。
  - **管理者及び従業者等（特に非常勤職員等の短時間雇用従業者）の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。**
  - 夜勤や宿直を行う従業者等の勤務条件が就業規則や雇用契約書等により明確になっていない。
  - **法人代表や役員が従業者として勤務した時間数を把握していない。**
  - **研修が計画的に実施されていない。または非常勤の従業員について研修が実施されていない。**
  - **研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。**
- 
- ▶ 著しい人員欠如が継続する場合には、休止等の対応をしていただきます。
  - ▶ 人員が欠如している場合は人員欠如減算の適用となります。

# 非常災害対策について①

## 根拠法令による分類

- ▶ 厚生労働省令による**非常災害対策計画**
- ▶ 消防法による**消防計画**
- ▶ 水防法・土砂災害法・津波法による**避難確保計画**

※避難確保計画は対象の事業者のみ

それぞれ計画を策定し、実際に計画に沿った訓練を実施することが定められている。

# 非常災害対策について②

## ▶ 非常災害対策に関する指摘事項

- 非常災害に関する具体的な計画（非常時の連絡体制や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む）が策定されていない。
- 非常災害計画や、関係機関への連絡体制を保管しているが、災害時に従業員が速やかに通報できる体制が周知徹底できていない。
- 定期的な避難、救出、その他必要な訓練が行われていない。

## ▶ 消防に関する指摘事項

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画が策定されていない。
- 消防計画や、関係機関への連絡体制を保管しているが、災害時に従業員が速やかに通報できる体制が周知徹底できていない。
- 定期的な避難、救出、消火、その他必要な訓練が行われていない。

# 非常災害対策について③

## ▶ 避難確保計画の作成対象事業所

⇒事業所の所在地が「浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内」に存在しており、「地域防災計画」に施設の名称と所在地が記載されている事業所

- ▶ 「地域防災計画」及び避難確保計画のひな形は、吹田市のホームページ「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施」にて掲載しています。
- ▶ 作成の対象かどうかは各自確認をお願いします。
- ▶ 新規に指定された事業所につきましては、「地域防災計画」に反映されるまでタイムラグが生じますので、「浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」については、吹田市または大阪府のホームページから検索し、自分の事業所が対象とならないか確認するようお願いいたします。

# 衛生管理等

第41条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に各号掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

●従業者（常勤、非常勤）の健康診断が行われていない。また、実施されていた場合にあっては、健康診断の結果を把握し記録を残すなどの方法により、適切な管理が行われておらず、従業者の健康状態が把握できていない。

●感染症マニュアルを整備し、従業者に周知するなど感染症予防に必要な措置をとっていない。

●事業所（施設）の設備及び備品等について、衛生的な管理が行われていない。

参照：厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」

# 秘密保持等

第47条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

- 従業者の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。
- 従業者の退職後における秘密の保持が就業規則等に明記されていない。
- 個人情報の使用について、障がい児及び家族等から文書による同意を得ていない。
- 障がい児の家族等から使用同意を得る様式になっていない。
- **家族の同意欄が、家族代表者のみとなっており、個人情報を使用する可能性のある他の家族全員から同意を得られる様式になっていない。**

# 苦情解決

第50条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(第3項～第5項は省略)

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。



# 事故発生時の対応

第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- ▶ サービス提供中の事故の発生に備えて、あらかじめ「事故対応マニュアル」や、「事故報告書」の様式を作成し、事業所において共通した対応ができるように、従業者へ周知をしてください。
- ▶ 事故発生時には、利用者への必要な措置、及び利用者家族への報告を行うとともに、軽微なものを除き、関係市町村へも速やかに報告をしてください。
- 事故・ひやり・はっと事例に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 事故が発生した際に、利用者の家族、支給決定を行う市町村、都道府県等への連絡がされていない。
- 事故の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

# 虐待等の禁止

## 第45条（略）

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

▶ 令和4年度から以下のことが運営基準により義務化されています。

- ・虐待防止委員会の設置等
- ・従業者への研修の実施
- ・虐待の防止等のための責任者の設置

# 身体拘束等の禁止

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

▶ 令和5年4月以降、以下の場合は身体拘束廃止未実施減算の適用となります。

- やむを得ず身体拘束等を行う場合に必要な記録がない。
- 身体拘束適正化委員会を開催していない、従業者に委員会の結果を周知していない。
- 身体拘束適正化のための指針が整備されていない。
- 身体拘束適正化のための研修が定期的開催されていない。

# 会計の区分

第53条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

- 指定事業所（施設）ごとに経理が区分されていない。
- 当該事業の会計とその他の事業の会計が区分されていない。

# 支援中の児童行方不明事案について

## ～こんな場面でおきています～

### ▶ 外出中

- ・外出先（公園）から帰る前、指導員が他児のトイレ誘導や着衣の介助等を行っている間に、離れたところにいた児童が逆の方向へ走り出し、見失った。
- ・外出時、トイレに入ったと思い込み、呼びに行くといなかった。
- ・図書館に外出中、職員が貸出手続きのため背を向けている間に児童が行方不明になった。
- ・外出先（公園）に到着後、しばらくして行方不明であることに気付いた。
- ・プール利用時に行方不明となったが誰も気づかないまま事業所に戻り、児童を保護しているとの連絡を受けて発覚した。
- ・近隣の公園で活動し、点呼した時に行方不明に気づいた。


### ▶ 事業所での支援中

- ・散歩準備のため、職員がおむつ替えや車の準備をしている間に児童がいなくなり、「車に乗るよ」と声掛けして、いないことに気付いた。
- ・児童が事業所近くのゴミ箱にジュース空き缶を捨てに出た後、行方不明となった。
- ・学習中に機嫌が悪くなり興奮し、職員が目を離れた隙に事業所から飛び出した。
- ・職員が連絡帳記入などを行っている間に、ガレージの窓から出て行ってしまった。
- ・調理のイベントで職員が包丁や火の始末に気を取られ、当該児は別の部屋にいたと思っていたが、施錠していない出入り口から出て行っていた。
- ・他児が来所した際にドアを開け、施錠忘れの状態の時に児童が出て行ってしまった。
- ・外出のため職員が他児の乗車介助を行っている間に、事業所からいなくなった。

### ▶ 送迎前後

- ・職員が送迎準備を行っている間に、開いていた非常用出口から児童が出て行ってしまった。
- ・1名の児童が見当たらず、送迎車に児童が1名残っていたことが判明した。

# 情報公表制度

 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

## 手順1

 **事業所を所管する吹田市に法人・事業所基本情報を報告してください。**


吹田市の担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。


## 手順2

情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。

 ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

## 手順3

 **入力内容を確認後、吹田市へ報告します。**

- 吹田市の担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
- ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 (修正の上、再度報告します。)
  - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

吹田市による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。



## <参考>

- ▶ 障がい児通所支援事業のページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023319/index.html>

(ホームページ内検索用ページ番号 1023319)

- ▶ 令和5年度障がい児通所支援集団指導のページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1030272.html>

(ホームページ内検索用ページ番号 1030272)